

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 9月 26日

(あて先)

宇都宮市長 佐藤 栄一

提出者

住 所 栃木県宇都宮市清原工業団地7番地1

氏 名 株式会社ムロコーポレーション

代表取締役社長 室 雅文

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 028-667-7122

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ムロコーポレーション 清原本社工場
事業場の所在地	栃木県宇都宮市清原工業団地7番地1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	令和6年度売上高 166億円
③ 従業員数	210人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2-1・2-2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標（令和7年度）計画】		
	産業廃棄物の種類	別紙4のとおり	
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

分別によるリサイクル化の推進
発生抑制を考慮した製造方法の検討

分別によるリサイクル化の推進（継続）
発生抑制を考慮した製造方法の検討（継続）
処理液の延命化対策による廃液発生の抑制

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：汚泥(200)、廃油(300)、廃酸(400)、廃アルカリ(500)、 廃プラスチック類(600)、木くず(800)、陶器くず(1300) 混合廃棄物(5000) 取組：分別の徹底、処理液の延命
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：汚泥、廃酸、廃プラスチック類、陶器くず 取組：設備トラブルによる産廃増加の抑制、分別、延命

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和 6 年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t		t
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】（令和 7 年度）計画】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t		t
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和 6 年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t		t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t		t
(これまでに実施した取組)				
② 計画	【目標】（令和 7 年度）計画】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t		t
(今後実施する予定の取組)				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】（令和 7 年度）計画】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙 3 のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・処理業者の定期監査実施			

② 計画	【目標】(令和 7年度) 計画】		
	産業廃棄物の種類	別紙4のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) • 処理業者の定期監査実施（継続）			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

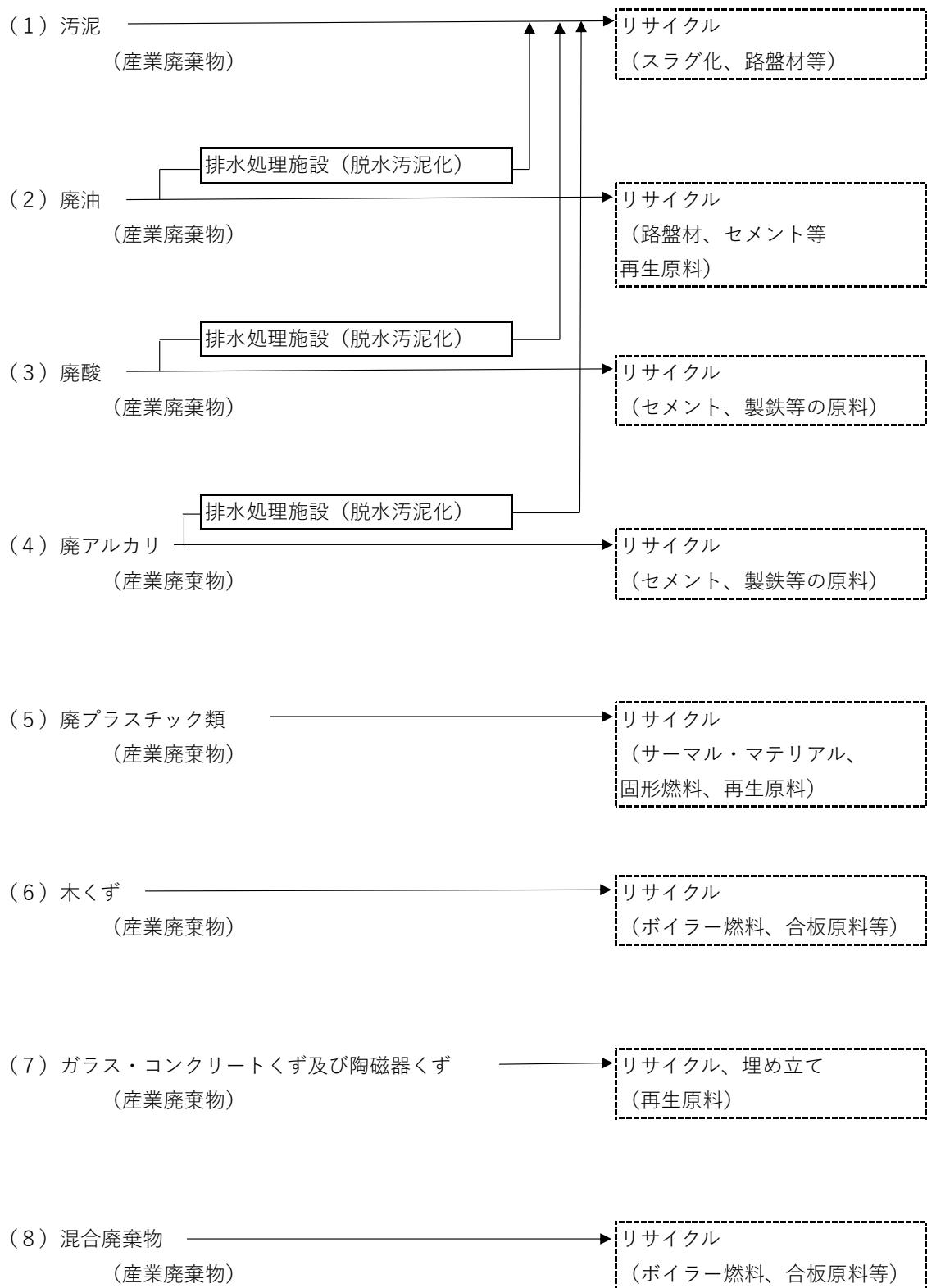
産業廃棄物の一連の処理の工程

1. 製造工程

原材料 ⇒ プレス ⇒ 切削 ⇒ 熱処理 ⇒ 研磨 ⇒ 表面処理 ⇒ 組み立て ⇒ 検査

2. 排出される廃棄物

(中間処分及び最終処分委託)



別紙2－1

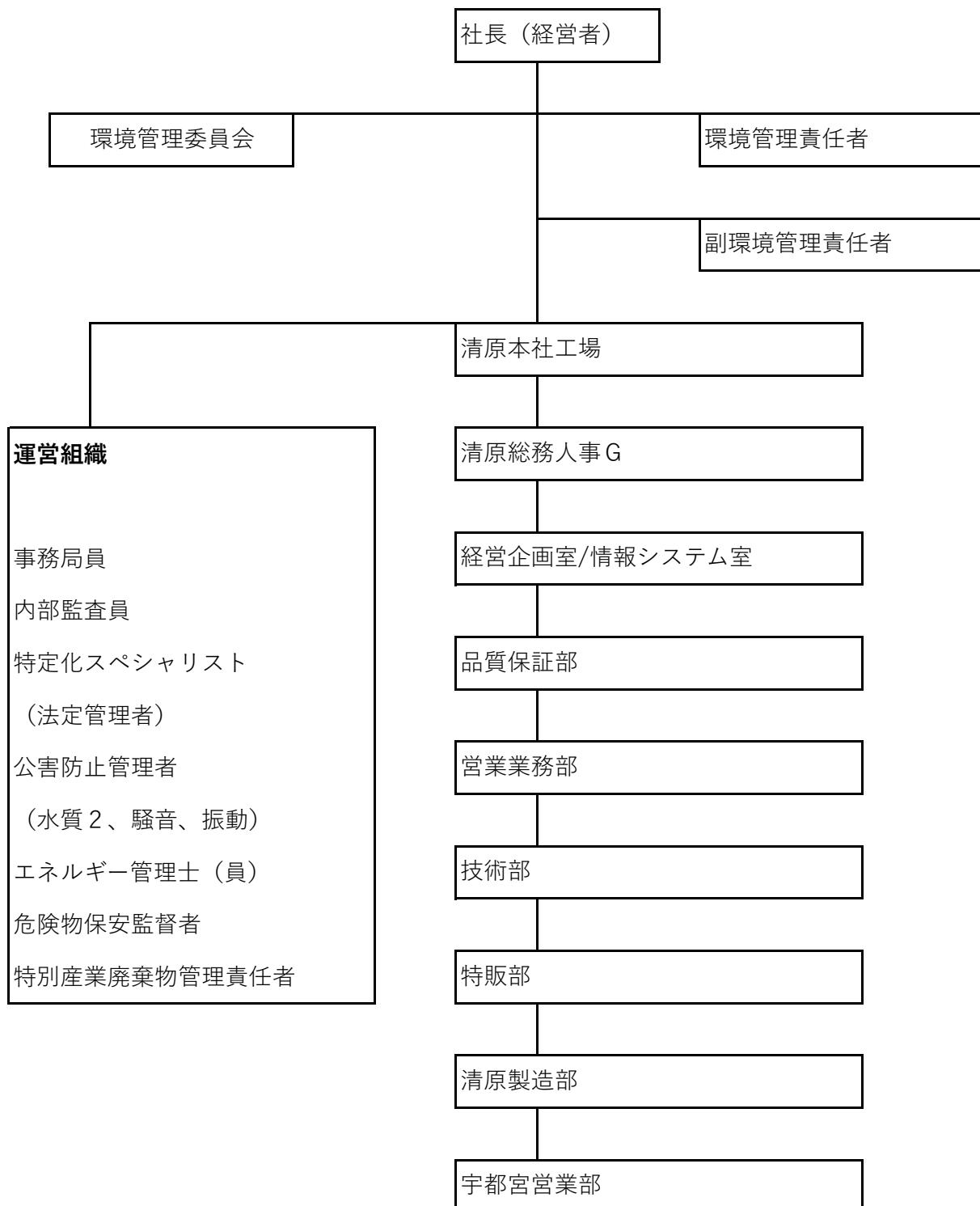
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

環境統括者	役職名：清原本社工場長						
環境管理責任者	役職名：総務人事部長						
環境管理グループ	役職名：総務人事部清原総務人事グループリーダー 廃棄物管理組織人数：5名						
役割	<table border="1"> <tr> <td>環境統括者</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・環境管理委員会における環境長期計画等の策定と達成状況の審査 ・清原本社工場における環境保全活動の統括指揮 </td></tr> <tr> <td>環境管理責任者</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理全般の統括責任者 </td></tr> <tr> <td>環境管理グループ</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適性処理の推進、計画等の廃棄物管理運営の統括管理 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・産業廃棄物処理施設の運転、維持管理 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定、管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特定管理産業廃棄物管理票の交付、管理 ・監督官庁への各種届出、報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 ・その他関係する事項 </td></tr> </table>	環境統括者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理委員会における環境長期計画等の策定と達成状況の審査 ・清原本社工場における環境保全活動の統括指揮 	環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理全般の統括責任者 	環境管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適性処理の推進、計画等の廃棄物管理運営の統括管理 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・産業廃棄物処理施設の運転、維持管理 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定、管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特定管理産業廃棄物管理票の交付、管理 ・監督官庁への各種届出、報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 ・その他関係する事項
環境統括者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理委員会における環境長期計画等の策定と達成状況の審査 ・清原本社工場における環境保全活動の統括指揮 						
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理全般の統括責任者 						
環境管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適性処理の推進、計画等の廃棄物管理運営の統括管理 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・産業廃棄物処理施設の運転、維持管理 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定、管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特定管理産業廃棄物管理票の交付、管理 ・監督官庁への各種届出、報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 ・その他関係する事項 						

別紙2－2

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



別紙3

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

(单位: ton)

別紙4

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【本年度（令和7年度）目標】

(单位: ton)